

付録 1

1994 年、北欧諸国における両親のための休暇制度⁽¹⁾。週数で示す。

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン ⁽²⁾
母親に限定された産休 出産前	4	5	4	3	8.5
父親に限定された産休 出産時	2	2	—	2	2
出産後				4	4
母親に限定された休暇 出産後	14	17.5	4	6	4
両親に割り当てられる休暇 両親間で選択	10	27	22	29	57
出産後の最大休暇 ⁽³⁾	24	44.5	26	39	65

(1) デンマーク：forældreorlov, スウェーデン：föräldraledighet, ノルウェイ：omsorgspermisjon

(2) このスウェーデンの制度は、1995 年 1 月 1 日から実施される。

(3) フルタイム勤務を基本として示す。

休暇中の賃金補償

休暇中の両親への給付金は、北欧諸国間でかなり異なる。全てではないが、ほとんどの休暇に、ある程度の法的な賃金補償があるということが、共通した特徴である（下記参照）。さらに、北欧諸国全てに、法的な補償を補う労働協約がある。このような協約は、主として公共の職場で達成されているが、民間労働市場の被雇用者には、休暇中の給与を全額受け取っている者もいる。

次の概要は、北欧諸国における法的権利だけを含む。労働協約に基づく休暇法は、男女に同じ権利を提供しない場合にだけ言及されている。

デンマーク

母親の産前休暇、父親の出産・育児休暇、母親の産後休暇、両親の育児休暇中の賃金補償率は、週当たり DKK2,556 で、年 DKK132,912 相当である。

養育休暇の賃金補償率は、週 DKK2,045（年 DKK106,330 相当）である。

養育休暇のための特別法と関連して、地方自治体は、年 DKK35,000 相当の追加手当を承認するだろう。こうした特別支給を承認する義務は、地方自治体にはないが、地方自治体の約 3/4 は、3 歳以下の子どものケアをするための休暇をとった両親にそれを提供している。

フィンランド

母親の産前・産後休暇、父親の出産・育児休暇、両親の育児休暇中の両親への賃金補償率の最高は、所得の 66% である。

養育休暇中の両親への補償は、その子が公立の保育制度を利用していないという条件においてのみ認められる。

アイスランド

全ての母親が、週 ISK5,775（年 ISK300,230 相当）の出産給付金を受けている。さらに、働いている両親は、休暇中でも週 ISK7,275（年 ISK378,290 相当）の出産給付を要求できる。

労働協約の下、公務員男性には両親の育児休暇 6 ヶ月の権利があるが、公務員女性だけには、母親の産後休暇中（6 ヶ月）の全給料を受ける権利がある。しかしながら、給料の全額を受ける女性は出産給付の権利を失う。

休暇中の父親の賃金補償権利は、母親の権利に付随した第二の権利である。このように、公務員女性と結婚した男性は、休暇中の出産給付の権利がない。というのは、こうした公務員女性が給料の全額を受けていて、そのため出産給付を要求できないからである。

ノルウェー

子どもの誕生に伴う 2 週間の父親の出産時休暇中は、賃金補償はしない。

両親への合計給付期間は、全額支給（最高：年 NOK228,480）の 42 週かもしくは、以前の所得の 80% で 52 週である。合計期間のうち、3 週は出産前の女性に、6 週は出産直後の母親に、4 週は父親に当てられるように指定されている。

残りの 29 週は、取得した期間中 50% 相当の所得補償で、休暇と仕事を 50% ずつに振り

分けることができる。いくつかの制約を受けるだろうが、母親と父親は同時期に休暇を取り、同時期に賃金補償を受けることもあるだろう。

母親だけが、両親の育児休暇中に伴う賃金補償の権利を受ける。出産給付の資格を得るため、母親は出産前 10 ヶ月以内に少なくとも 6 ヶ月間、仕事を持っていなければならない。

父親の賃金補償の権利は、母親の雇用成績による。以下のような場合のみ、父親は給付金に対する資格を持つ。

- ・母親が出産給付の資格を持つ。
- ・出産までの 10 ヶ月間のうち少なくとも 6 ヶ月間、両親自身が仕事を持っている。
- ・休暇要求時に雇用中である。

もし母親がパートタイムで働いているならば、賃金補償は 50% と言われているのだが、しかし、父親の場合、たとえそれが丸一日の休暇であったとしても、父親が受け取る休暇中の賃金補償率は 50% のみである。

スウェーデン

1995 年 1 月 1 日から賃金補償規定は次のようになる。

父親の出産時休暇（2 週間）：所得の 80%、最高で週 SEK4,040（年 SEK210,000 相当）。

父親の育児休暇の 4 週間：所得の 90%、最高額は上述しと同じ。

母親の産前・産後休暇：所得の 90% で、最高額は上述と同じ。

両親の育児休暇：13 ヶ月間中 10 ヶ月間の賃金補償は所得の 80%、最高額は上述と同じ。

残りの 3 ヶ月間の賃金補償は、一日 SEK60 である。